

令和6年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和6年7月31日(水)午後1時30分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
(大分市東春日町17番20号)
- 3 出席委員(敬称略)
公益代表:荒井委員、井田委員、田中委員、松隈委員、本谷委員
労働者代表:阿部委員、二宮委員、原口委員、藤本委員
使用者代表:大塚委員、高橋委員、藤野委員、宮脇委員、渡辺委員
- 4 事務局
大分労働局:佐藤局長、本多労働基準部長、竹内賃金室長
幡手賃金室長補佐
- 5 議題
(1) 令和6年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(諮問)
(2) 運営小委員会の委員及び委員長・同代理の選出について
(3) 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に係る答申伝達について
(4) その他
- 6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、労働者代表の山田委員から欠席のご連絡をいただいております。このため、本審議会には14名の委員が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行を井田会長にお願いいたします。

会 長

ただいまから大分地方最低賃金審議会を開催します。

初めに、議題1「令和6年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」に入ります。

本議題について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

令和6年3月1日付けで意向表明のありました6業種の特定最低賃金につきましては、既に労働側より6業種全てについて書面による申出がなされております。

事務局では、申出に対する審査を行い、6業種の申出すべて要件を満たしておりましたので正式に受理したところでございます。

申出の受理後の手続きにつきましては、労働局長から審議会に改正の必要性の有無について諮問させていただき、その後、御審議いただくこととなります。

本年度につきましても、まずは改正の必要性の有無につきまして、本日、労働局長より諮問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、井田会長、佐藤局長、中央へお進みください。

【局長から会長に諮問文を手交】

会 長

ただ今、本年度の特定最低賃金改正の必要性の有無について、労働局長から諮問を受けました。

事務局から諮問文の読み上げをお願いします。

賃金補佐

諮問文につきまして、読み上げさせていただきます。

【諮問文の読み上げ】

会 長

それでは、ただ今の労働局長からの諮問を受けまして、今後、特定最低賃金の審議を行うこととなります。特定最低賃金の必要性の有無については、先日開催した7月4日の本審において、運営小委員会にて審議することを確認いたしました。そのため、大分地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、運営小委員会を設置することとしたいと考えております。

そのため、議題2の「運営小委員会の委員及び委員長・同代理の選出について」に入ります。

運営小委員会の委員は、審議会運営規程第3条により、「会長が委員を指名して小委員会等を設置することができる。」となっているため、私が指名させていただきますが、これまで、労使委員につきましては、労使各側より推薦いただき、それに基づいて指名決定しております。今年度についても、これまでどおり各側委員より推薦いただき、この場で委員の決定をしたいと思います。

それでは、労働者側から推薦をお願いしたいと思います。

藤本委員

労働者側は、阿部委員、二宮委員、私、藤本の3名を推薦します。

会 長

使用者側は、いかがですか。

藤野委員

使用者側は、大塚委員、渡辺委員、そして私、藤野でお願いしたいと思います。

会 長

公益は、私から田中委員と松隈委員を指名させていただくとともに、私、井田が担当します。

それでは、只今御指名いただきましたので、今年度の運営小委員会の委員を確認いたします。

公益が、田中委員、松隈委員、私、井田

労働者側が、阿部委員、二宮委員、藤本委員
使用者側が、大塚委員、藤野委員、渡辺委員
の9名とします。

続きまして、「委員長・同代理の選出について」に入ります。

運営小委員会規程第4条第2項によりまして、委員長と委員長代理は
公益委員の中から選出することとなっています。

これにつきましては公益委員で協議しておりますが、協議の結果とし
て、松隈委員を委員長に、私、井田を委員長代理にとの結論となってお
ります。

委員長、委員長代理の選出につきまして、ご意見等ありませんか。

【異議なしの声】

会 長

それでは、運営小委員会の委員長は松隈委員に、委員長代理は井田が
就くことといたします。

次に、特定最低賃金の審議の進め方について、事務局から説明をお願
いします。

賃金室長

特定最低賃金については、まず、改正の必要性の有無について御審議
をいただき、「必要性有り」との答申をいただきましたら、その後、特
定最賃ごとに専門部会を設け、金額改正の御審議をいただくこととなり
ます。

今後、8月20日(火)に運営小委員会におきまして必要性の有無を審
議し、8月21日以降に予定されます本審において御承認いただいた上で、
必要性の有無についての答申をいただくこととなります。

以上の手順によりまして、「必要性有り」の答申をいただいた場合は、
9月25日(水)に各特定最低賃金専門部会委員全員による合同部会を開催
し、その後、9月27日(金)から10月24日(木)にかけて各部会2回を目途
に金額の御審議をいただく予定です。

金額審議が終了しましたら、10月25日(金)に本審において各部会か
らの報告と採決を行っていただく予定です。

日程説明は、以上でございます。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何か質問等はありませんか。

【意見等なし】

それでは議題2は終了します。

次に、議題3「令和6年度地域別最低賃金改定の目安に係る答申伝達について」に入ります。

本議題について、まず事務局から説明をお願いします。

賃金室長

令和6年度地域別最低賃金改定の目安については、本年6月25日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に諮問が行われ同日から7月24日まで5回にわたり「目安に関する小委員会」において審議が行われました。

目安小委員会では、労使双方の意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところですが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかったところです。

このため、目安小委員会においては、引き上げ額の目安等に関する公益委員見解が取りまとめられ、中央最低賃金審議会に報告されたところです。中央最低賃金審議会では、運営小委員会からの報告を受け、その日の7月25日に厚生労働大臣に答申を行ったところでございます。

答申資料は、資料4からでございます。別紙1としまして公益委員見解、別紙2としまして、目安小委員会報告となっております。

まず答申本文の読み上げを行わせていただきます。

室長補佐

【答申本文の読み上げ】

賃金室長

ただ今読み上げました答申について、中央最低賃金審議会会長からのビデオメッセージがございます。このメッセージは、その重要性にかん

がみ、全国の地方最低賃金審議会においても中央審議会会長からのビデオメッセージを放映することとなったものでございます。

15分ほどの内容となっておりますので、これからご覧いただきます。準備致しますので少々お待ちください。

【中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージ放映】

ビデオメッセージは以上でございます。

お手元には中央最低賃金審議会引き上げ額の目安を示すにあたって参考とした中央最低賃金審議会資料を配付しております。厚生労働省のホームページにも同じ資料が掲載されております。

審議の参考としてご活用ください。

【事務局から中央最低賃金審議会の資料説明】

以上で説明を終わります。

会 長

ただ今の事務局の説明に対し、何か質問等はありませんか。

【意見等なし】

会 長

では議題3は以上といたしまして、次に、議題4「その他」に入ります。事務局からお願いします。

賃金室長

今後の大分県最低賃金改正の審議日程についてご説明いたします。

お手元の資料 5 最終ページを御覧ください。

今後、専門部会において金額審議を行います。本日の本審終了後第1回目の金額審議を行い、2回目を8月2日（金）、3回目を8月5日（月）に予定しております。また、審議の状況等により6日から9日を専門部会審議の予備日として設定しております。

専門部会において金額審議が終結となりましたら、その日に本審を開

催し答申をいただきます。資料上はあくまで仮ということになりますが、8月5日(月)に答申日を設定しております。

答申を行います本審の開始時刻は、専門部会委員以外の本審委員にご参集いただく時間等を考慮しまして、午後4時00分としております。

答申後は、15日間の異議公示を行います。異議申出がなされた場合は、答申日に対応した日の午前10時から本審を開催し、異議に対しての答申をいただくこととなります。答申後は、労働局内の決定手続きを行い、法定の約1か月の公示期間等を経て、改正金額が発効となります。

以上が今後の大分県最低賃金の審議日程となります。

委員の皆様には日程確保でご負担をおかけすることになりますがよろしくお願いいたします。

専門部会の委員以外の委員の皆様には、専門部会の審議状況につきましては、逐次ご報告を差し上げ、答申日の可能性が高い日等の情報提供させていただきます。

ただ、本審の開催決定のご連絡は、専門部会で意見がまとまってからとなります。このため、本審開催の数時間前のご連絡ということになりますので事務局からの電話連絡等にご配慮を何卒よろしくお願い致します。

その他として、資料について1点ご説明致します。資料ナンバーは付しておりませんが、大分県知事及び県内の市町村議会から本審議会又は労働局あてに提出された意見書の写しをお配りしております。7月4日の本審までに提出されたものは7月4日に配布致しましたが、7月4日以降に提出された意見書について、本日、追加配布致します。後ほどご覧いただきますようお願い致します。

会 長

事務局から説明ありました「審議日程」及び資料について、何か質問・意見等はありませんか。

【意見等なし】

会 長

最後に、これまでの審議以外に何か、検討しておくべきことはありませんか。

【意見等なし】

事務局から何かありませんか。

賃金室長

本日のこれからの流れでございますが、本審終了後、当会議室にて専門部会を開催いたします。

会場の準備等が整い次第開催させていただきますので専門部会委員の皆様にはしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

会 長

それでは、以上で本日の審議会を終了いたします。

本日の議事録の署名委員は、原口委員、高橋委員にお願いします。

皆様大変お疲れ様でした。